

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令を次のように定める。

昭和37年5月25日

防衛庁長官 藤 枝 泉 介

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令

改正 昭和37年11月1日庁訓第73号
昭和43年8月26日庁訓第33号附則9
昭和49年3月8日庁訓第4号附則5
昭和50年3月31日庁訓第7号
昭和59年5月30日庁訓第33号
昭和59年6月30日庁訓第37号
昭和62年3月31日庁訓第9号
平成11年6月30日庁訓第39号
平成12年6月29日庁訓第84号
平成13年1月6日庁訓第2号

目次

第1章 総則

第1節 目的及び用語の意義等（第1条－第3条）

第2節 計算価格計算上の一般原則（第4条－第10条）

第2章 市場価格方式

第1節 国産品等（第11条－第22条）

第2節 輸入品（第23条－第28条）

第3章 原価計算方式

第1節 通則（第29条－第41条）

第2節 非原価項目（第42条）

第3節 製造直接費

第1款 直接材料費（第43条－第45条）

第2款 直接労務費（第46条－第48条）

第3款 直接経費（第49条－第59条）

第4節 製造間接費（第60条・第61条）

第5節 加工費（第62条・第63条）

第6節 仕損費等（第64条－第68条）

第7節 一般管理及び販売費（第69条）

第8節 販売直接費（第70条）

第9節 支払利子及び利益（第71条－第77条）

第10節 梱包費及び輸送費（第78条）

第4章 予定価格の決定（第79条－第81条）

第5章 標準及び基準の設定並びに調査の実施（第82条・第83条）

第6章 雑則（第84条）

第1章 総則

第1節 目的及び用語の意義等

(目的)

第1条 この訓令は、調達物品等の調達を実施する場合の予定価格の算定に必要な基本となる事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 調達物品等 防衛庁設置法（昭和29年法律第164号）第5条第13号に規定する装備品等及び当該装備品等に係る役務をいう。
- (2) 予決令 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）をいう。
- (3) 予定価格 予決令第79条、第98条又は第99条の5の規定に基づいて、入札又は契約に先立って定め、落札決定の基準とする最高制限価格又は契約締結の基準とする価格をいう。
- (4) 計算価格 予定価格の決定の基準とする価格として計算される見積価格をいう。
- (5) 市場価格 取引の実例価格として一般に公表されている価格をいう。
- (6) 市場価格方式 統制額（物価統制令（昭和21年勅令第118号）に規定する統制額（同令第3条第1項ただし書の規定による許可にかかる価格等の額を含む。）をいう。以下同じ。）、市場価格その他売買の基準となる価格を基準として計算価格を計算する方式をいう。
- (7) 企業会計原則等 企業会計原則（昭和24年大蔵省理財局企業会計審議会中間報告）及び資産再評価法（昭和25年法律第110号）、所得税法（昭和40年法律第33号）、法人税法（昭和40年法律第34号）その他企業会計について必要な事項を定めた関係法令等をいう。
- (8) 原価計算方式 計算価格を構成する要素について企業会計原則等を援用して計算価格を計算する方式をいう。
- (9) 仕様書等 装備品等の標準化に関する訓令（昭和43年防衛庁訓令第33号）の規定に基づき制定又は作成された仕様書その他調達要求書を補足する細部資料をいう。
- (10) 国産品等 国内において調達する調達物品等（輸入品を除く。）をいう。
- (11) 輸入品 防衛庁が直接又は輸入業者を通じて外国から調達する装備品等（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく有償援助により調達する装備品等を含む。）をいう。
- (12) 幕僚長等 管理局長、施設等機関の長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、統合幕僚会議事務局長、技術研究本部若しくは契約本部長又は防衛施設庁長官をいう。

(予定価格算定の原則)

第3条 予定価格は、調達物品等についての調達要求書、仕様書等、契約方式その他の契約条件に基づき計算価格を基準として算定するものとする。

第2節 計算価格計算上の一般原則

(通則)

第4条 計算価格は、市場価格方式により計算するものとする。ただし、市場価格方式により難しい場合は、原価計算方式により計算する。

- 2 計算価格の計算項目又は計算項目に属する計算要素(第2章及び第3章に規定する計算項目又は計算要素をいう。)に統制額のある場合の当該部分の計算価格の計算は、当該統制額をこえてはならない。
- 3 計算価格の計算に当たっては、計算価格を構成する計算項目及び計算項目に属する計算要素と事業の原価計算要領その他の会計規定(以下「事業基準」という。)に定める当該計算項目及び計算要素に相当する事項との関係をそれぞれ明確にしなければならない。

(一般競争契約の場合の計算価格)

第5条 調達物品等を一般競争契約(予決令第7章第2節に規定する一般競争契約をいう。)により調達しようとする場合における当該調達物品等の計算価格の計算は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 計算の要素となる数値について適当と認められる標準資料のある場合は、調達物品等の数量、納期、需給の状況等を考慮のうえ、当該業種において適当と認められる数値を適用して計算価格を計算するものとする。ただし、調達物品等について銘柄指定、製造工場の認定等の条件のある場合における当該条件にかかる部分の数値については、第6条第1号の規定を準用する。
- (2) 計算の要素となる数値について適当と認められる標準資料のない場合は、調達物品等についてその調達の相手方として適当と認めて選定した2社以上の相手方から調達物品等の見積資料の提出を求め、当該資料に基づき適当と認められる数値を適用して計算価格を計算することができる。
- (3) 調達物品等について調達の実例がある場合にあつては、当該調達物品等の調達の実績資料に基づいて前2号に規定する標準資料又は見積資料に基づく数値を補正する方法により計算価格を計算することができる。

(指名競争契約の場合の計算価格)

第6条 調達物品等を指名競争契約(予決令第7章第3節に規定する指名競争契約をいう。)により調達しようとする場合における当該調達物品等の計算価格の計算は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 計算の要素となる数値について適当と認められる標準資料のある場合は、調達物品等の数量、納期、需給の状況等を考慮のうえ、指名された入札者の範囲にお

いて適当と認められる数値を適用して計算価格を計算するものとする。

- (2) 計算の要素となる数値について適当と認められる標準資料のない場合又は指名された入札者ごとに計算することが適当と認められる場合は、指名された入札者ごとに調達物品等の数量、納期、需給の状況等を考慮のうえ、適当と認められる数値を適用して計算価格を計算するものとする。ただし、指名された入札者が多数で、すべての入札者について計算することが困難であると認められるときは、適当と認められる2社以上の入札者を選定し、当該入札者について適当と認められる数値を適用して計算した計算価格をもって当該調達物品等の計算価格とすることができる。
- (3) 調達の実例のある調達物品等の計算価格の計算については、前条第3号の規定を準用する。

(随意契約の場合の計算価格)

第7条 調達物品等を随意契約（予決令第7章第4節に規定する随意契約をいう。）により調達しようとする場合における当該調達物品等の計算価格の計算は、次の各号に定めるところによる。ただし、当該契約が予決令第99条第2号、第4号又は第7号に該当する場合の計算価格の計算は、前条の規定を準用する。

- (1) 計算の要素となる数値について適当と認められる標準資料のある場合は、契約相手方及び当該業種における実情並びに調達物品等の数量、納期等を考慮のうえ、当該業種について適当と認められる数値を適用して計算価格を計算するものとする。
- (2) 計算の要素となる数値について適当と認められる標準資料のない場合は、契約相手方から提出された見積資料を審査のうえ、調達物品等の数量、納期等を考慮して適当と認められる数値を適用して計算価格を計算することができる。
- (3) 調達の実例のある調達物品等の計算価格の計算については、第5条第3号の規定を準用する。

(複数制落札の場合の計算価格)

第8条 調達物品等を複数制落札（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の2第1項の規定に該当するものをいう。）により調達しようとする場合における当該調達物品等の計算価格の計算については、第5条又は第6条の規定を準用する。

(価格改訂条項付契約の場合の計算価格)

第9条 調達物品等を価格改訂条項を付した契約により調達しようとする場合における当該調達物品等の計算価格は、価格改訂条項を付した部分とその他の部分を区分のうえ、価格改訂の条件を明示して計算するものとする。

(変更契約の場合の計算価格)

第10条 変更契約の場合における調達物品等の計算価格は、契約相手方から提出され

た見積資料を審査のうえ、第3項に規定する数値を適用して計算するものとし、その額は、変更された仕様書等により計算する当該調達物品等の計算価格と、変更前の契約の場合における当該調達物品等の計算価格との差額とする。ただし、変更された仕様書等により変更された部分について部分計算のできる場合は、変更しない部分の計算を省略して、当該変更された部分についての部分計算をもつてこれに代えることができる。

- 2 変更契約のうち納地が変更された場合における調達物品等の輸送費は、当該契約の相手方について変更前の契約における輸送費と、変更契約における輸送費との差額とする。ただし、第13条第4項に規定する国産品等、当該調達物品等の品代に輸送費が含まれる場合は、この限りでない。
- 3 変更契約にかかる計算の要素となる数値は、変更前の契約の計算価格の計算において適用されたものを適用する。ただし、変更前の契約の締結後に当該数値が著しく変動したため、これによることが適当でないと認められる場合は、当該変動を考慮のうえ、数値の変更を行なうことができる。

第2章 市場価格方式

第1節 国産品等

(計算価格の計算項目)

第11条 国産品等の市場価格方式による計算価格の計算項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 品代
- (2) 手数料
- (3) 販売直接費
- (4) 梱包費
- (5) 輸送費

- 2 前項第2号の手数料は、契約相手方が主要営業品目若しくは主要製造品目としている調達物品等、その種類が単一である調達物品等、又はこれらに準ずる調達物品等で、その品代に手数料が含まれていると認められるものについては、前項に規定する計算項目からこれを除くものとする。

(計算価格の構成)

第12条 国産品等の計算価格は、前条第1項に掲げる計算項目の合計額をもつて構成するものとし、計算価格から梱包費及び輸送費の合計額を除いたものを国産品等の裸価格とする。

(品代の計算)

第13条 国産品等の品代は、統制額のあるものにあつては当該統制額を基準とし、統制額のないものにあつては市場価格を基準として計算するものとする。

- 2 市場価格は、卸売業者販売価格又は大口需要者売渡価格とする。ただし、調達物

品等の契約数量の多寡又はその契約条件の相違等により市場価格に価格差がある場合は、その実情を考慮のうえ市場価格を補正することができる。

3 次の各号に掲げる価格は、これを市場価格とみなすものとする。

(1) 定価（生産者又は卸売業者が販売価格の基準として価格表等に一般に表示している価格をいう。ただし、定価に販売割引、現金割引、又は手数料等を含むものは、その額を控除した価格をいう。）

(2) 他官庁売買価格（国、地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う特別法人として国家公務員等退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2に定める法人（以下「国等」という。）が売買する物品について定める売買価格又は売買実例価格をいう。）

(3) 販売実績価格（生産者又は卸売業者が一定期間継続して同一価格をもって販売している場合の当該販売価格をいう。ただし、その販売実例価格に販売割引、現金割引又は手数料等を含むものは、その額を控除した価格をいう。）

4 市場価格に販売直接費及び輸送費が含まれていることが通常である国産品等については、当該市場価格をもって品代とし、販売直接費、梱包費及び輸送費の計算は、これを行なわないものとする。

（品代の計算特例）

第14条 調達物品等について調達時において明確な市場価格がない場合で、類似計算又は分析計算により市場価格を推定できるときは、類似計算又は分析計算によりその品代を計算することができる。

（品代の類似計算）

第15条 品代の類似計算は、調達物品等と市場価格のあるその類似物品等との相違する部分について原価計算方式により計算した額を、当該類似物品等の市場価格に附加し、又は当該市場価格から控除する方法により行なうものとする。

（品代の分析計算）

第16条 品代の分析計算は、調達物品等の過去の市場価格又はその類似物品等の市場価格と当該調達物品等の仕様、需給、原価構成等及び物価の変動等との関連において函数を求め、当該函数を用いる方法により行なうものとする。

（品代の前例価格の適用）

第17条 調達物品等について前例価格（契約実績価格をいい、他の施設等機関、部隊及び機関（防衛庁設置法第29条第1項に規定する部隊及び機関をいう。）、技術研究本部又は契約本部において採用した前例価格を含む。）がある場合で、当該前例価格を適用することが適当と認められるときは、前例価格をもって品代とすることができる。

（手数料の計算）

第18条 国産品等の手数料は、一般管理及び販売費並びに支払利子及び利益の総額と

し、次に掲げる計算式により、その額を計算するものとする。

$$\text{手数料(円)} = \text{品代(円)} \times \text{手数料率(パーセント)}$$

- 2 前項の計算式における手数料率は、調達物品等の取引の実情に応じ次の各号に掲げる計算式のいずれかを基準とし、調達物品等の種類、数量、金額、納期、納入の難易等を考慮のうえ、調達物品等の販売に関する用役の程度に応じて合理的に配賦されるように定めるものとする。

$$(1) \text{ 手数料率(パーセント)} = \frac{\text{販売価格} - \text{仕入原価}}{\text{仕入原価}} \times 100$$

$$(2) \text{ 手数料率(パーセント)} = \frac{\text{代行手数料収入}}{\text{代行取扱金額}} \times 100$$

(販売直接費の計算)

第19条 国産品等の販売直接費は、調達物品等の販売について、調達物品等又はその契約条件の特性により、特別の費用を要すると認められ、かつ、品代及び手数料以外の費用として直接に賦課することを適当とする場合に限り、その費用として計上することができる。

- 2 販売直接費の額は、実費相当額とし、その費用の性質により適当な名称を付するものとする。

(梱包費の計算)

第20条 国産品等の梱包費は、原価計算方式により計算するものとする。ただし、梱包規格、容積及びその他の梱包条件により標準的な梱包費を設定することができる。

(輸送費の計算)

第21条 国産品等の輸送費の額は、輸送の方法に応じて必要とする実費相当額とする。ただし、輸送の方法について指定のない場合は、調達物品等を輸送しうる最低額の料金の輸送方法によるものとする。

- 2 輸送費の額の計算において、発駅の予定が2個以上ある場合は、着駅に近いものを起点とするものとする。

(梱包費及び輸送費の計算特例)

第22条 国産品等の梱包費及び輸送費の額の計算の基礎となる調達物品等の重量、容積、荷姿等の事項が明確でない場合は、品代に適当と認める率を乗じて一括して求める方法によることができる。

第2節 輸入品

(計算価格の計算項目及び計算要素)

第23条 輸入品の市場価格方式による計算価格の計算項目及び計算項目に属する計算要素は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 品代

(2) 輸入手数料

(3) 販売直接費

(イ) 銀行諸掛 信用状開設手数料

輸入決済手形金利

電信料

船荷証券銀行保証料

(ロ) 陸揚通関及び国内輸送諸掛 立替金利

港湾作業料

倉庫保管料

検査料

税関貨物取扱手数料

検数料

税関関係手数料

国内運賃

(ハ) 組立、検査、調査費その他の直接費

(ニ) 関税その他の税金

2 海上保険料を本邦通貨で決済する輸入品にあつては、前項各号に掲げるもののほか、計算項目として海上保険料の項目を加えるものとする。

3 再梱包を必要とする輸入品にあつては、前2項に掲げるもののほか、計算項目として梱包費の項目を加えるものとする。

(計算価格の構成)

第24条 輸入品の計算価格は、前条に掲げる計算項目の合計額をもつて構成するものとする。

(品代の計算)

第25条 輸入品の品代は、C I F 価格とする。ただし、契約条件の特性によりC & F 価格、F O B 価格又はその他の輸入基準価格によることが適当と認められる場合は、当該価格によることができる。

2 前項に定める価格は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第7条に基づいて本邦通貨に換算するものとする。

(手数料の計算)

第26条 輸入品の手数料の額の計算については、第18条の規定を準用する。

(販売直接費の計算)

第27条 輸入品の販売直接費の額は、それに属する計算要素別に実費相当額を計算するものとする。ただし、計算要素のうち輸入品の種類、数量、金額、重量、容積その他の数量的尺度により標準を定めることができるものについては、品代に一定の率を乗じて一括して求める方法によることができる。

- 2 前項の計算においては、外貨の割当方法及び送金方法、前払金の支払方法、輸入手続の日程等を考慮するものとする。
- 3 陸揚通関及び国内輸送諸掛のうち港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第9条及び通運事業法（昭和24年法律第241号）第20条に定める国土交通大臣の認可に係る運賃及び料金があるものにあつては、これにより計算するものとする。
- 4 国内輸送諸掛の額の計算については、第21条及び第22条の規定を準用する。
（梱包費の計算）

第28条 梱包費の額の計算については、第20条及び第22条の規定を準用する。

第3章 原価計算方式

第1節 通則

（計算価格の計算項目）

第29条 原価計算方式による調達物品等の計算価格の計算項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 直接材料費
- (2) 直接労務費
- (3) 直接経費
- (4) 製造間接費
- (5) 一般管理及び販売費
- (6) 販売直接費
- (7) 支払利子及び利益
- (8) 梱包費
- (9) 輸送費

（計算価格の構成）

第30条 原価計算方式による調達物品等の計算価格は、前条各号に掲げる計算項目の合計額をもつて構成するものとする。この場合において、計算価格から梱包費及び輸送費の合計額を除いたものを裸価格、裸価格から支払利子及び利益並びに販売直接費の合計額を除いたものを総原価とし、総原価から一般管理及び販売費を除いたものを製造原価とする。

- 2 製造原価のうち原価の発生が製品の生産に関して直接に確認され直接に計算することを適当とするものを製造直接費とし、直接材料費、直接労務費及び直接経費をもつて構成するものとする。
- 3 梱包費又は輸送費で製造原価又は総原価に計上することが適当と認められるものは、これを製造原価又は総原価に計上することができる。

（直接材料費の計算要素）

第31条 第29条第1号に掲げる直接材料費に属する計算要素は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 素材費又は原料費（中間製品を含む。）
- (2) 部品費

（直接労務費の計算要素）

第32条 第29条第2号に掲げる直接労務費に属する計算要素は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 賃金（基本賃金のほか、定時外作業等に対する割増賃金を含む。）
- (2) 諸手当（定時に支給する賞与手当を含む。）

2 前項第2号の諸手当は、第34条に規定する製造間接費の間接労務費に属する費用とすることができる。

（直接経費の計算要素）

第33条 第29条第3号に掲げる直接経費に属する計算要素は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 設計費
- (2) 検査費
- (3) 専用治工具費
- (4) 機械及び装置費
- (5) 工事費
- (6) 試験研究費
- (7) 開発費
- (8) 技術提携費
- (9) 工業所有権使用料
- (10) 特別諸掛

（製造間接費及びその計算要素）

第34条 第29条第4号に掲げる製造間接費は、多数の製品の生産において共通に発生し、原価の発生が製品の生産に関して直接に確認されず、製品の生産に対するその用役の程度に応じて配賦することを適当とする原価とし、必要に応じ間接材料費、間接労務費及び間接経費をもつて構成するものとし、これらに属する計算要素は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 間接材料費
 - (イ) 消耗工具器具備品費（耐用年数1年未満又は相当額未満の工具器具及び備品の費用をいう。）
 - (ロ) 補助経営材料費（経営材料、動力用燃料のごとく、補助経営部門の用途に消費される物品の費用をいう。）
 - (ハ) 工場消耗品費（薬品類、油脂類、布類、釘、ねじ等製品の生産のために消費される消耗品の費用をいう。）
 - (ニ) 事務用消耗品（用紙、文房具、その他主として事務用に消費される消耗品の

費用をいう。)

(2) 間接労務費

- (イ) 間接賃金（間接工に対する賃金及び直接工の間接作業に対する賃金をいう。）
- (ロ) 手待賃金（指図手待、機械手待、電気手待等当該工員の責に帰することのできない不働時間に対する賃金をいう。）
- (ハ) 給料（監督者に対する給料をいう。）
- (ニ) 間接諸手当（直接労務費に計上された諸手当以外の従業員に対する諸手当をいい、間接賃金、手待賃金、給料に対応する額をいう。）

(3) 間接経費

- (イ) 労務副費（法定福利費、福利施設負担額、現物給与及び厚生費等従業員の福利厚生に関する費用をいう。）
 - (ロ) 退職給与金（正常の退職給与引当金を含む。）
 - (ハ) 減価償却費（通常の固定資産及び繰延資産の減価償却費をいい、直接経費に計上されたものを除く。）
 - (ニ) 不動産賃借料
 - (ホ) 動産賃借料
 - (ヘ) 保険料（火災保険料その他の損害保険料をいう。）
 - (ト) 租税公課（租税とは、工場に関する固定資産税等の租税を、公課とは、公共的出資であつて工場に賦課されるものをいう。）
 - (チ) 修繕料（固定資産の修繕維持の程度に限り、資本的支出となるものを除く。）
 - (リ) 電力料
 - (ヌ) ガス料
 - (ル) 水道料
 - (オ) 運賃（物品の納入に関する運賃を除く。）
 - (ワ) 保管料
 - (カ) 旅費交通費
 - (コ) 通信費
 - (ク) 会議費
 - (ケ) 棚卸減耗費（材料の保管、運搬中に生ずる破損、腐敗、漏洩、蒸発、変質等による減耗費をいい、正常なものに限る。）
 - (コ) 外注加工費
 - (ク) 雑費
- 2 前項第3号(ク)に掲げる外注加工費は、製造直接費に計上することが適当でないものに限るものとし、製造直接費に計上する場合は、直接労務費若しくは直接経費とするか、又は、当該加工にかかる材料の消費価格と合わせて中間製品費又は部品費とするものとする。

3 製造間接費に属する計算要素の分類については、第1項各号に掲げる分類のほか、計算の必要に応じ、修繕費、動力費、保管料、検査費、試験研究費等の複合費の区分を設定することができる。

(一般管理及び販売費及びその計算要素)

第35条 第29条第5号に掲げる一般管理及び販売費は、事業全体の管理及び物品の販売に関して共通して発生するすべての費用とし、これに属する計算要素は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 役員給与手当
- (2) 従業員給与手当
- (3) 福利厚生費
- (4) 退職給与金
- (5) 事務用消耗品費
- (6) 減価償却費
- (7) 不動産賃借料
- (8) 動産賃借料
- (9) 保険料
- (10) 租税公課
- (11) 修繕料
- (12) 水道光熱費
- (13) 運賃（物品納入に関する運賃を除く。）
- (14) 保管料
- (15) 旅費交通費
- (16) 通信費
- (17) 会議費
- (18) 広告宣伝費（種類及び金額において正当なものに限る。）
- (19) 販売手数料（販売部門の機能の全部又は一部を他に委託した場合の手数料をい、仲介手数料を除く。）
- (20) 試験研究費
- (21) 雑費

(支払利子及び利益並びにその計算要素)

第36条 第29条第7号に掲げる支払利子及び利益は、調達物品等の製造、販売その他当該契約の給付の達成のための借入資本に対する金融費用、報酬及び危険負担に対する補償の費用とし、これに属する計算要素は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 支払利息、社債利息及び社債発行差金償却
- (2) 事業の健全な経営のために必要な社内留保
- (3) 税金

(4) 適正な配当

(5) 適正な賞与

(計算項目又は計算要素の細分又は包括)

第37条 第29条に掲げる計算項目及び第31条から第35条までに掲げる計算要素は、業種、経営規模、製造設備、工程、生産様式若しくは販売様式により、又は計算の手続上適当と認める場合は、これらを細分し又は包括することができる。

(細分)

第38条 計算項目又は計算要素の細分は、次の各号に定めるほか、第29条及び第31条から第35条までに掲げる計算項目及び計算要素の分類を考慮し、適当と認める細分項目又は要素を設定して行なうものとする。

(1) 直接材料費は、材料管理の態様により購入材料費、自家生産材料費等に細分するものとし、その他材料の種類、規格（銘柄を含む。以下同じ。）等によって適当に細分することができる。

(2) 直接労務費は、作業の種類別等によって適当に細分することができる。

(3) 製造間接費は、製造直接費に属する計算要素の適用及び細分の方法等に対応させなければならない。

(4) 一般管理及び販売費は、管理及び販売活動の機能の種類別及び費用の発生形態によって適当に細分することができる。

(包括)

第39条 計算項目又は計算要素の包括は、次の各号に定めるところによるほか、第29条及び第31条から第35条までに掲げる計算項目及び計算要素の分類を考慮し、適当と認める包括項目又は要素を設定して行なうものとする。

(1) 製造直接費及び製造間接費は、これらを含めて材料費、労務費及び経費とする。

(2) 直接労務費及び製造間接費は、これらを含めて加工費とする。

(3) 一般管理及び販売費並びに支払利子及び利益は、これらを含めて総利益とする。

(4) 製造間接費、一般管理及び販売費並びに支払利子及び利益は、これらを含めて総利益とみなすことができる。この場合における製造原価は、製造直接費とする。

(計算項目の選択及び適用の特例)

第40条 本章に定める計算項目及び計算要素並びにその計算方法によることが困難な場合にあつては、当該事業基準に定めるところを基準とすることができる。ただし、事業基準が企業会計原則等に反するときは、この限りでない。

2 業種又は品種の特性上調達物品等の計算価格の計算の適正を図るため必要がある場合は、計算項目、計算要素及びその計算方法について、契約相手方の属する事業団体と協議のうえ、業種別又は品種別に適用する事業原価計算要領又は価格算定要領を定め、これを基準とすることができる。

(見積価格方式の適用)

第41条 次の各号に該当し、計算項目別に計算することが著しく困難で実情に即さない調達物品等で長官が特に指定するものについては、適当な数業者を選定のうえ見積価格計算書を徴取し、当該見積額に基づいて調達物品等の計算価格を計算することができる。

- (1) 契約金額が少額であるもの
- (2) 修理契約の場合で、修理箇所の把握に著しい手数を要するか又はその把握が困難なもの

2 前項に規定する見積価格計算書は、材料費、労務費及び経費等の計算項目に区分されたものとする。

第2節 非原価項目

(非原価項目)

第42条 非原価項目とは、原価計算方式による調達物品等の計算価格の計算において原価に算入しない項目をいい、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 投資資産、未稼働の固定資産、遊休設備その他経営目的に関連しない資産に関する減価償却費、管理費、租税等の費用、支払利子、設立費償却等の財務費用、経営目的に関連しない寄付金等、有価証券の評価損及び売却損並びに交際費
- (2) 異常な仕損及び減損並びに棚卸減耗、火災、震災、風水害、盗難、争議等による損失、偶発的事情によつて固定資産に著しい減価を生じた場合の特別償却費、延滞償金又は違約金、偶発的債務損失、訴訟費、臨時退職手当、価格変動による資産の評価損、資産売却損等異常事態と認められるもの
- (3) 建設利息、価格変動準備金、輸出損失準備金、貸倒損（貸倒準備金を含む。）、受取手形割引料、割賦販売に対する附帯費用、調達物品等に直接関連のない物品に対する広告宣伝費及び諸研究費その他の調達物品等に直接関連のないもの
- (4) 利益準備金及び任意積立金（次期繰越金を含む。以下「内部留保」という。）、法人税、事業税、都道府県民税及び市町村民税（以下「税金」という。）、株主に対する配当金（以下「配当」という。）、役員賞与金（以下「賞与」という。）、等利益をもつて支弁することを適当とするもの

2 前項各号に掲げない項目についても、種類又は金額において正常でないと認められるものは計算に算入しないものとする。この場合における不算入項目については、企業会計原則等の規定を援用して解釈することができる。

第3節 製造直接費

第1款 直接材料費

(直接材料費の計算)

第43条 直接材料費の額は、直接材料の各種類及び各規格ごとに、次に掲げる計算式により計算するものとする。

直接材料費＝消費量×単位当り消費価格

(消費量の計算)

第44条 直接材料の消費量は、調達物品等の生産数量、生産期間等を考慮し、その生産に必要な材料の種類、規格及び加工の方法を予定のうえ、歩留率、消費率若しくは単位消費量を適用し、又は板取り、要尺その他の実測の方法を適用してこれを求めるものとする。

(消費価格の計算)

第45条 直接材料の消費価格の計算については、第13条から第17条までの規定を準用する。

- 2 事業の実情により引取費用その他の材料副費を加算することが必要と認められるものについては、これらを前項に定める価格に加算することができる。
- 3 直接材料の消費価格は、計算時の価格とする。ただし、正当な理由がある場合は、契約相手方の購入価格その他の価格によることができる。
- 4 直接材料が自家生産材料である場合の消費価格は、製造原価とし、正常と認められる標準原価があるときは、当該価格によることができる。

第2款 直接労務費

(直接労務費の計算)

第46条 直接労務費の額は、次に掲げる計算式により計算するものとする。

直接労務費＝工数×賃率

- 2 製造設備、工程又は生産様式の差異により前項の規定により難いものは、それらの事情を考慮のうえ次の各号に掲げる計算式のいずれかにより計算することができる。

- (1) 直接労務費＝直接材料費×工賃率
- (2) 直接労務費＝機械工数×機械作業賃率
- (3) 直接労務費＝直接作業量×作業量賃率
- (4) 直接労務費＝作業量×作業係数×単位賃率

(賃率等の計算)

第47条 賃率、工賃率、機械作業賃率、作業量賃率及び単位賃率（以下「賃率等」という。）は、当該事業の実情、当該調達物品等の生産期間中における変動の見込、生産期間の長短等を考慮の上、次の各号に掲げる計算式により計算するものとする。ただし、計算式中の各要素において当該事業の実情を考慮することが困難な場合その他の賃率等の調整が必要と認められる場合には、当該計算式から得た賃率等に必要調整を加えることができる。

- (1) 賃率(円) = $\frac{\text{期間直接労務費}}{\text{期間工数}}$
- (2) 工賃率(パーセント) = $\frac{\text{期間直接労務費}}{\text{期間直接材料費}} \times 100$

- (3) 機械作業賃率(円) = $\frac{\text{期間直接労務費}}{\text{期間機械工数}}$
- (4) 作業量賃率(円) = $\frac{\text{期間直接労務費}}{\text{期間内作業量(又は生産数量)}}$
- (5) 単位賃率(円) = $\frac{\text{期間直接労務費}}{\text{期間内作業係数換算作業量}}$

(工数の計算)

第48条 前2条に掲げる計算式中の工数は、直接の作業時間を単位にとり、作業の種類、使用機械工具、作業の方法及び順序作業者の能率等を基礎とし当該事業の実情を考慮のうえ、計算するものとする。ただし、工数を直接作業時間を単位として表わすことが困難であるものは、就業時間又は就業日数等を単位として表わすことができる。この場合における賃率は、それぞれ就業時間又は就業日数等に対応したものとす。

第3款 直接経費

(直接経費の計算)

第49条 直接経費に計上することができる費用は、第33条に掲げる計算要素に属するもので、第49条から第58条までにおいて規定するものに限る。ただし、製造間接費に属する費用のうち、特に調達物品等の特性により直接経費として計算することができる。この場合における直接経費の額の計算については、第58条の規定を準用するものとする。

- 2 直接経費に計上することができる費用のうち、他の製品と共通に配賦することができる。適当と認められるものは、これを直接経費から除き、製造間接費に属する費用とすることができる。
- 3 第1項の規定に基づき直接経費に計上することができる費用のうち、調達物品等又はその契約条件の特性により製造原価外とすることが適当と認められるものは、これを直接経費から除き、販売直接費とすることができる。

(設計費の計算)

第50条 設計費として直接経費に計上できる費用は次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 試作調達若しくは初度の調達を行なう調達物品等又はこれらに準ずる調達物品等で、その特性により通常の製品に比し特別の費用を必要とするものの設計費用
- (2) 調達物品等の種類により、事業基準において直接原価として計算することが通常の慣例であると認められるものの設計費用（設計に必要とする作業時間を工数に含む場合は、これを除く。）
- (3) 設計を特に他に委託し、又は製造図面等を他から購入する場合の委託又は購入に必要とする費用

- 2 設計費の額は、前項に掲げる費用の総額を当該年度における調達数量をもつて除したものとす。ただし、当該年度における調達数量を予定できない場合は、当該契約の調達数量をもつて当該年度の調達数量とみなすことができる。
- 3 次年度以降調達を継続して行なう場合で、当該調達数量の総額を予定できるときは設計費の額は第1項に掲げる費用の総額を当該調達数量をもつて除したものとすることができる。
- 4 第1項に掲げる費用は、これを材料費、労務費及び経費に分けて計算する。この場合における材料費、労務費及び経費の額の計算については、それぞれ第43条、第46条及び第58条の規定を準用する。ただし、第1項第3号に該当する場合の費用の総額は、委託又は購入に必要とする実費相当額とする。
- 5 設計を試験研究と併行して実施する調達物品等はその製造原価相当額（直接経費を除く。）又はその一部の額をもつて設計費及び試験研究費用の総額とすることができる。

（検査費の計算）

第51条 検査費として直接経費に計上できる費用は、次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 検査について通常の製品と異なる検査項目又は条件が定められ、特別の費用を必要とする調達物品等の検査費用
 - (2) 前条第1項第2号の設計費用に準ずるものと認められる検査費用
 - (3) 検査の全部若しくは一部を特に他に委託し、又は他の検査設備を使用する場合の委託又は使用に必要とする費用
- 2 検査費の額は、前項に掲げる費用の総額を当該契約の調達数量をもつて除したものとす。
- 3 第1項に掲げる費用は、これを材料費、労務費及び経費に分けて計算する。この場合における材料費、労務費及び経費の額の計算についてはそれぞれ第43条、第46条及び第58条の規定を準用する。ただし、第1項第3号に該当する場合の費用の総額は委託又は使用に必要とする実費相当額とする。

（専用治工具費等の計算）

第52条 専用治工具費並びに専用の機械及び装置費（以下本条中「専用治工具費等」という。）として直接経費に計上できる費用は、次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 試作調達若しくは初度の調達を行なう調達物品等又はこれらに準ずる調達物品等で、その生産等にあたり新たに専用治工具を製作し若しくは購入し又は専用の機械及び装置を設置することを必要とするものの当該専用治工具等の製作購入設置等に要する費用に対する償却費
 - (2) 専用治工具又は専用の機械及び装置を他から借入れ若しくは利用する場合の借入れ又は利用に要する費用
- 2 前項第1号に該当する場合の専用治工具等の額は、同号の費用の総額を取得価格

として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める定率法（定率法により難い事由のある場合は、定額法又は生産高比例法）により計算した当該年度におけるその減価償却費相当額を当該年度における調達数量をもつて除したものとす。ただし、当該年度における調達数量を予定することができず、又は当該専用治工具並びに機械及び装置が他に転用できないと認められるときの専用治工具費等の額は、その総額から使用後の残存価格（撤去に必要とする費用を控除した額とする。以下同じ。）を控除した額を当該契約の調達数量をもつて除したものとすることができる。

3 第1項第1号に掲げる調達物品等で、その調達を次年度以降継続して行なう場合で、調達数量及び製造期間が予定できるものの専用治工具費等の額は、当該期間の減価償却費の総額を当該調達数量をもつて除したものとすることができる。

4 第1項第2号に該当する場合の専用治工具費等の額は、同号の費用の実費相当額を当該契約数量をもつて除したものとす。

（工事費の計算）

第53条 工事費として直接経費に計上できる費用は、次の各号に掲げる費用とする。

ただし、当該工事が契約の主要内容であるものについては、これを工事費として計上しないものとする。

- (1) 附帯工事費（調達物品等の契約相手方が主たる契約給付に関連して行なう据付工事又は据付のための改修工事に必要とする費用をいう。）
- (2) 仮設工事費（製造等のため臨時の施設を必要とする場合の仮設工事等（使用後に撤去しないものを除く。）に必要とする費用をいう。）

2 工事費の額の計算については、第51条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、仮設工事の計算に準用する場合には、使用後の残存価格を考慮するものとする。

（試験研究費の計算）

第54条 試験研究費として直接経費に計上できる費用は、試作調達若しくは初度の調達又はこれに準ずる調達において必要と認められる製品の試作製法の研究等に要する費用とする。

2 試験研究費の額は、前項に規定する実費相当額を調達数量をもつて除したものとす。

3 調達物品等の製造に先立つて試作研究のため当該調達物品等と同等のものを製造する場合の試験研究費の額は、当該調達物品等の製造原価相当額（直接経費を除く。）にその同等のものの製造数量を乗じたものを当該契約の調達数量をもつて除したものとす。

4 企業合理化促進法（昭和27年法律第5号）第3条の規定に基づき試験研究に対し補助金を受け又は国の所有にかかる機械設備等の貸与を受けたもの並びに国等から試験研究費として補助金を受け又は試験研究の委託を受け、その代価の支払を受け

たものの試験研究費については、その実情を考慮のうえ、第2項及び第3項に規定する試験研究費の額からその金額の全部又は一部を減額するものとする。

- 5 試験研究費の額の計算において、試験研究の実施の結果、価値ある物品等が残存すると認められる場合は、当該残存価格の全部又は一部を控除するものとする。

(開発費の計算)

第55条 開発費として直接経費に計上できる費用は特に新技術の採用等について必要とする準備費用で、当該調達物品等に直接寄与すると認められるものとする。

- 2 開発費の額の計算については、前条の規定を準用する。

(技術提携費の計算)

第56条 技術提携費として直接経費に計上できる費用は、外国為替及び外国貿易管理法第29条第1項の規定に基づき、技術導入契約の締結等の届出をして行う工業所有権の実施、技術指導等に関連して必要とする費用のうち、製造間接費に属する費用として計上することが適当でないものとする。

- 2 技術提携費の額は、その費用の種類及び発生の区分にしたがい、次の各号に定めるところにより計算するものとする。

- (1) 技術提携期間を定めない一時払のものにあつては、その総額の5分の1相当額を当該年度の費用とし、その額を当該技術提携により生産する製品の総生産量をもつて除したものとする。ただし、その調達を次年度以降継続して行なう場合で、技術提携により生産する総生産量が予定できるものにあつては、技術提携の費用として一時に又は分割して支払う総額を当該総生産量をもつて除したものとすることができる。

- (2) 技術提携期間を定め、一時に又は分割して支払うものにあつては、その定める期間において支払う総額をその期間年数をもつて除した額を当該年度の費用とし、その額を当該技術提携により生産する製品の総生産量をもつて除したものとする。

- (3) 技術提携費を生産高に対し一定の金額又は歩合をもつて支払うものにあつては、第57条第2項の規定を準用する。

(工業所有権使用料の計算)

第57条 工業所有権使用料として直接経費に計上できる費用は、特許法(昭和34年法律第121号)、実用新案法(昭和34年法律第123号)、意匠法(昭和34年法律第125号)等に定める工業所有権の使用のために要する費用のうち、直接経費として計上することが適当であるものとする。

- 2 工業所有権使用料の額は、当該工業所有権者に支払う使用料の実費相当額とする。

(特別諸掛の計算)

第58条 調達物品等又はその契約条件の特性により、第50条から前条までに定める経費以外に直接経費として特別に必要なと認められ、かつ、これを直接材料費、直接労務費以外の製造直接費として賦課することが適当と認められる費用は、これ

を特別諸掛として直接経費に計上することができる。

- 2 特別諸掛の額は、その費用の性質により適当な名称を付し、その特性に応じて必要とする実費相当額を適当と認められる方法により計算するものとする。

(直接経費の計算特例)

第59条 第50条、第52条及び第54条から第56条までに規定する設計費、専用治工具費等、試験研究費、開発費及び技術提携費を調達物品等の直接経費に計上する場合で、当該調達物品等の特性により必要と認められるときは、それぞれの規定にかかわらず、それらの費用の計上の方法を契約条項に明示して、それらの費用の総額（残存価格がある調達物品等にあつては、これを控除した額とする。）を当該契約にかかるとする調達物品等の計算価格に直接計上することができる。

第4節 製造間接費

(製造間接費の計算)

第60条 製造間接費の額は、次に掲げる計算式により計算するものとする。

製造間接費＝工数×製造間接費率

- 2 製造設備、工程又は生産様式の差異により前項の規定により難いものは、それらの事情を考慮のうえ、次の各号に掲げる式のいずれかにより計算することができる。

- (1) 製造間接費＝直接材料費×共通経費率
- (2) 製造間接費＝機械工数×機械作業製造間接費率
- (3) 製造間接費＝直接作業量×作業量製造間接費率
- (4) 製造間接費＝作業量×作業係数×単位製造間接費率

(製造間接費率等の計算)

第61条 製造間接費率、共通経費率、機械作業製造間接費率、作業量製造間接費率及び単位製造間接費率（以下「製造間接費率等」という。）は、それぞれ次の各号に掲げる計算式により計算するものとする。

- (1) 製造間接費率(円)＝ $\frac{\text{期間製造間接費}}{\text{期間工数}}$
- (2) 共通経費率(パーセント)＝ $\frac{\text{期間製造間接費}}{\text{期間直接材料費}} \times 100$
- (3) 機械作業製造間接費率(円)＝ $\frac{\text{期間製造間接費}}{\text{期間機械工数}}$
- (4) 作業量製造間接費率(円)＝ $\frac{\text{期間製造間接費}}{\text{期間作業量(又は生産数量)}}$
- (5) 単位製造間接費率(円)＝ $\frac{\text{期間製造間接費}}{\text{期間内作業係数換算作業量}}$

- 2 当該事業における製造間接費の計算が一般管理及び販売費と混合していると認められる場合にあつては、その製造間接費率は、その内容により、製造間接費率及び

一般管理及び販売費率相互間の率を修正して計算した率とすることができる。

- 3 第1項に掲げる計算式の適用に当たっては、当該事業の実情、調達物品等の生産期間中における各計算式中の要素の変動の見込等を考慮の上、当該調達物品等に対する計算要素の用役の程度に応じて計算要素の額が合理的に配賦されるようにしなければならない。ただし、計算式中の各要素において当該事業の実情を考慮することが困難な場合その他の製造間接費率等の調整が必要と認められる場合には、当該計算式から得た製造間接費率等に必要な調整を加えることができる。

第5節 加工費

(加工費の計算)

第62条 第39条第2号に規定する加工費の額は、次に掲げる計算式により計算するものとする。

$$\text{加工費} = \text{工数} \times \text{加工費率}$$

- 2 製造設備、工程又は生産様式の差異により前項の規定により難い加工費の額は、それらの事情を考慮のうえ、次の各号に掲げる計算式のいずれかにより計算することができる。

- (1) 加工費 = 直接材料費 × 加工割掛率
- (2) 加工費 = 機械工数 × 機械加工費率
- (3) 加工費 = 直接作業量 × 作業量加工費率
- (4) 加工費 = 作業量 × 作業係数 × 単位加工費率

(加工費率等の計算)

第63条 加工費率、加工割掛率、機械加工費率、作業量加工費率、単位加工費率、以下「加工費率等」という。)は、賃率等及び製造間接費率等の複合率として計算するものとする。ただし、調達物品等の特殊性により直接材料費を包括して加工費率等を計算することが適当と認められる場合は、当該計算によることができる。

第6節 仕損費等

(仕損費の計算)

第64条 仕損費の額は、調達物品等及びその構成部品の製造工程において発生する仕損に必要な費用とし、仕損の種類又は性質に従い、次の各号に掲げる計算項目のいずれかに属する費用として計上するものとする。

- (1) 製造間接費
 - (2) 直接経費
 - (3) 直接材料費、直接労務費及び製造間接費
- 2 仕損費を直接経費として計上する場合にあつては、その額は、製造原価又は製造原価の一部に仕損率を乗じて得た額とする。この場合における仕損率は、事業の実情を考慮のうえ、次に掲げる計算式により定めるものとする。

$$\text{仕損率(パーセント)} = \frac{\text{仕損費の総額}}{\text{製造原価(又は製造原価の一部)}} \times 100$$

- 3 仕損費を直接材料費、直接労務費及び製造間接費に属する費用として計上する場合にあつては、仕損費の額は、直接材料の消費量及び工数に含めて計算するものとする。

(不良品費の計算)

第65条 不良品費は、調達物品等及びその構成部品の製造最終工程の総合検査において発生する不良品に必要な費用とする。

- 2 不良品費を計上すべき計算項目及びその額の計算については、前条の規定を準用する。

(予備手配材料費の計算)

第66条 直接材料が特殊規格のため、標準の消費量以外に一定の数量を購入する必要があると認められ、かつ、生産後の残余材料の売却価値又は利用価値の評価額が購入価格より減ずると認められる場合の標準消費量外の材料購入に要する費用は、これを予備手配材料量費とし、その額の計算及び計上すべき計算項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 材料が一定単位として生産又は販売されるため消費量より多量に購入する必要があると認められるものにあつては、当該消費量と購入量との差に相当する金額から、その売却価値又は利用価値の評価額を控除した金額を直接経費として計上する。
- (2) 製造等において正常の消費量のほかに一定量の予備量を購入する必要があると認められるものにあつては、正常な消費量に対して10パーセント以内(10パーセントが2個に満たない場合は、2個以内とする。)の数量の限度において、当該予備量に相当する金額を直接材料費に計上することができる。

(作業屑の価値の控除)

第67条 調達物品等の製造等において直接材料費に計上された直接材料の消費後の残余材料(組立、改造、修理等の役務の対象となる装備品等から取り除かれた官給残材で、契約相手方において処分する場合の取り除き材料を含む。以下「作業屑」という。)の売却価値又は利用価値の評価額は、これを直接材料費、製造間接費又は製造原価から控除するものとする。

- 2 作業屑の売却価値は利用価値の額の計算については、第45条の規定を準用する。

(連産品等の価値の控除)

第68条 調達物品等の製造工程において、直接材料費に計上された直接材料の消費量から連産品又は副産物として価値のある別個の製品が同時に生産される場合の当該製品(以下「連産品等」という。)の価値の評価額は、製造原価から控除するものとする。ただし、加工のうえ売却又は消費するものにあつては、当該価値の額から

その加工費相当額を控除のうえ、製造原価から控除するものとする。

- 2 連産品等の価値の評価額の計算については、第45条の規定を準用する。

第7節 一般管理及び販売費

(一般管理及び販売費の計算)

第69条 一般管理及び販売費の額は、製造原価に一般管理及び販売費率を乗じて得た額とする。この場合における一般管理及び販売費率は、製造設備、工程又は生産様式の差異にしたがい、次の各号に掲げる計算式のいずれかにより計算するものとする。

$$(1) \text{ 一般管理及び販売費率 (パーセント)} = \frac{\text{期間一般管理及び販売費}}{\text{期間売上原価}} \times 100$$

$$(2) \text{ 一般管理及び販売費率 (パーセント)} = \frac{\text{期間一般管理及び販売費}}{\text{期間製造費用}} \times 100$$

- 2 製造、設備、工程又は生産様式の差異により、前項の規定により難い一般管理及び販売費の額は、それらの事情を考慮のうえ、加工費に一般管理及び販売費率を乗じて得た額とすることができる。この場合における一般管理及び販売費率は、次に掲げる計算式により計算するものとする。

$$\text{一般管理及び販売費率 (パーセント)} = \frac{\text{期間一般管理及び販売費}}{\text{期間加工費}} \times 100$$

- 3 事業基準により、製造間接費並びに一般管理及び販売費に属する費用その他これらに準ずると認められる費用が営業外損益において計算されている場合は、これらの費用が一般管理及び販売費に含まれるよう前2項の一般管理及び販売費率の計算を行なうものとする。
- 4 当該事業における一般管理及び販売費の計算が製造間接費と混合していると認められる場合の一般管理及び販売費率は、その内容により、製造間接費率及び一般管理及び販売費率相互間の率を修正して計算した率とすることができる。
- 5 第1項及び第2項に掲げる計算及び計算式の適用に当たっては、当該事業の実情、調達物品等の生産期間中における計算式中の要素の変動の見込等を考慮の上、当該調達物品等の製造及び販売に対する一般管理及び販売費の用役の程度に応じて一般管理及び販売費の額が合理的に配賦されるようにしなければならない。ただし、計算式中の各要素において当該事業の実情を考慮することが困難な場合その他の一般管理及び販売費率の調整が必要と認められる場合には、当該計算式から得た一般管理及び販売費率に必要な調整を加えることができる。

第8節 販売直接費

(販売直接費の計算)

第70条 調達物品等の販売について、当該調達物品等又はその契約条件の特性により、物品税その他特別の費用を必要とすると認められ、かつ、一般管理及び販売費以外の費用として直接に賦課することが適当である費用は、これを販売直接費として計上するものとする。

2 販売直接費の額は、その費用の性質により適当な名称を付し、その特性に応じて必要とする実費相当額を適当と認められる方法により計算する。

第9節 支払利子及び利益

(支払利子及び利益の計算)

第71条 支払利子及び利益の額は、次に掲げる計算式により計算するものとする。

$$\text{支払利子及び利益} = \text{総原価} \times \text{支払利子及び利益率}$$

第72条 支払利子及び利益率は、次に掲げる計算式により計算するものとする。ただし、標準的実績支払利子及び利益率をもって下限とし、標準的実績支払利子及び利益率の2倍をもって上限とする。

$$\text{支払利子及び利益率 (パーセント)} = \frac{\text{総資本支払利子及び利益率}}{\text{総資本回転率}} \times 100$$

(総資本支払利子及び利益率の計算)

第73条 総資本支払利子及び利益率は、次に掲げる計算式により計算するものとする。この場合において、借入資本、自己資本、受取利息及び配当並びに総資本は、景気変動を平準化できる程度の期間における当該事業の属する業種の実績を基準とする。ただし、受取利息及び配当については金利水準により調整した額とする。

$$\text{総資本支払利子及び利益率 (パーセント)} = \frac{\text{借入資本} \times \text{標準実績金利} + \text{自己資本} \times \text{標準実績自己資本利益率} - \text{受取利息及び配当}}{\text{総資本}} \times 100$$

2 前項の計算式における標準実績金利は、全産業又は当該事業が属する業種における平均実績金利とし、標準実績自己資本利益率は、景気変動を平準化できる程度の期間における当該事業の属する業種の平均実績自己資本利益率とする。

(総資本回転率の計算)

第74条 総資本回転率は、次に掲げる計算式により計算するものとする。この場合において、計算式中の総原価及び総資本は、経営状態の変動を平準化でき、かつ、当該事業の実情もある程度考慮することができる期間における、当該事業の実績を基準とするものとする。

$$\text{総資本回転率 (パーセント)} = \frac{\text{総原価}}{\text{総資本}} \times 100$$

(標準的実績支払利子及び利益率の計算)

第75条 標準的実績支払利子及び利益率は、前条中の総原価及び総資本を、景気変動を平準化できる程度の期間における当該事業の属する業種の実績を基準としたものとし、第72条から前条の計算式により計算するものとする。

(支払利子及び利益率の計算特例)

第76条 調達物品等の契約条件等が特殊で、第72条から前条に定める支払利子及び利益率の計算により難いと認められる場合は、その実情を考慮して、支払利子及び利益率の計算において必要な調整を加えるものとする。

(包括項目における計算の特例)

第77条 第39条第3号及び第4号の規定により計算項目の包括を行なった場合の当該包括項目の計算については、その包括の対象となつた製造間接費、一般管理及び販売費、支払利子及び利益等の計算項目における製造間接費率、一般管理及び販売費率、支払利子及び利益率等を包括した率をもつて計算するものとする。

第10節 梱包費及び輸送費

(梱包費及び輸送費の計算)

第78条 梱包費及び輸送費の額の計算については、第20条から第22条の規定を準用する。

第4章 予定価格の決定

(予定価格の決定)

第79条 予定価格は、第80条及び第81条に該当する場合を除き、計算価格をもつて定めるものとする。ただし、需給の状況を特に考慮する必要があると認められる場合は、当該状況を考慮して計算価格を調整した価格をもつて予定価格とすることができる。

(前例価格による調整)

第80条 調達物品等について調達の前例があり、かつ、当該前例価格が正常な価格と認められる場合は、当該前例価格をもつて予定価格とすることができる。

2 前例価格の構成要素の一部において変動があると認められる場合は、前例価格の場合の計算価格における変動部分の金額と当該部分について計算した金額との差額を前例価格に加減した価額をもつて予定価格とすることができる。

3 調達物品等と仕様の一部が異なるものについて調達の前例がある場合は、当該調達物品等の仕様と当該前例価格の仕様との相違する部分について計算した金額との差額を前例価格に加減した価格をもつて予定価格とすることができる。

(契約価格比による調整)

第81条 調達物品等と種類を同じくするもの前例価格とその計算価格との間に継続して一定の差があると認められる場合は、当該調達物品等の計算価格から、その割合を考慮して加減した価額をもつて予定価格とすることができる。

- 2 変更契約の場合において、変更前の原契約の計算価格と契約価格との間に差額があるときの当該変更契約の予定価格は、次に掲げる計算式により調整するものとする。ただし、当該変更契約の計算価格が統制額等契約相手方の選択によらない定額必要費用によって生じた場合その他当該計算式により調整することが不適当と認められる場合は、この限りでない。

$$\text{予定価格} = \text{変更契約の計算価格} \times \frac{\text{変更前の契約価格}}{\text{変更前の契約の計算価格}}$$

第5章 標準及び基準の設定並びに調査の実施

(標準及び基準の設定)

第82条 第18条及び第26条、第44条から第48条まで、第60条及び第61条、第69条並びに第71条から第76条までに規定する手数料率、直接材料の消費量の計算に適用する数値、直接材料の消費価格、工数の計算に適用する数値、賃率、製造間接費率、一般管理及び販売費率、支払利子及び利益率等の計算式において使用する標準的な数値については、統計的推計によつて業種別事業別等の適当な区分別に幕僚長等が定めるものとする。ただし、賃率等、製造間接費率等、一般管理及び販売費率並びに支払利子及び利益率の計算式に使用する標準的な数値については、毎年度、あらかじめ長官の承認を得て定めるものとする。

- 2 第47条ただし書、第61条第3項ただし書、第69条第5項ただし書及び第76条の規定の適用並びにこれらの規定に定める調整の基準については、幕僚長等が、毎年度、あらかじめ長官の承認を得て定めるものとする。

- 3 第1項の標準及び前項の基準は、事業の原価計算制度と有機的、かつ、密接な関連において、企業の経営の優劣、社会情勢の変動等の変動要因を容易に把握できる範囲内で最も能率的なものとし、計算時において予期できる通常の実力によつて、それを達成することが期待できるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定により幕僚長等が長官の承認を得る場合において、当該承認の内容が既に他の幕僚長等が長官の承認を得て定めたものと同一の内容のものであるときには、その旨を長官に報告することをもつて当該承認に代えることができる。

(調査の実施)

第83条 幕僚長等は、前条に規定する標準の設定又は改定を適正に行なうため、市場価格、実際原価又はその他に関する資料について、計画的に定時の調査を行なうものとする。

第6章 雑則

(細目規定)

第84条 この訓令の実施に関し必要な細部事項については、幕僚長等が長官の承認を得て定めるものとする。ただし、当該幕僚長等のみにかかわる事項その他重要でない

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令

いと認められる事項にあつては、この限りではない。

- 2 幕僚長等は、前項の規定に基づき細部事項について定めた場合は、すみやかに、関係のある他の幕僚長等に対して通報しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和37年6月1日から施行する。

附 則（昭和37年11月1日庁訓第73号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則（昭和43年8月26日庁訓第33号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和43年10月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月8日庁訓第4号附則5）

この訓令は、昭和49年3月8日から施行する。

附 則（昭和50年3月31日庁訓第7号）

この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年5月30日庁訓第33号）

この訓令は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日庁訓第9号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成11年6月30日庁訓第39号）（抄）

- 1 この訓令は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成12年6月29日庁訓第84号）（抄）

- 1 この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

- 2 支払利子及び利益率については、計算方法の改正による率の変動を緩和するため、平成14年度までの間は経過措置を設けるものとし、その具体的な方法については、幕僚長等が、あらかじめ長官の承認を得て定めるものとする。

- 3 前項の規定により幕僚長等が長官の承認を得る場合において、当該承認の内容が既に他の幕僚長等が長官の承認を得て定めたものと同一の内容のものであるときには、その旨を長官に報告することをもって当該承認に代えることができる。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

